

災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会 開催要綱（案）

1 目的

災害時において住民等の生命を守るためには、避難勧告等の情報を的確に伝達する必要があることから、情報伝達手段の多重化・多様化が求められている。

各市区町村において、防災行政無線、緊急速報メール、ケーブルテレビ等の複数の情報伝達手段の整備が進められているところであるが、情報伝達手段毎の入力に時間を要することや、入力作業にあたる職員が不足するなどの課題が確認されている。

このような状況を踏まえ、一回の入力で複数の情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入促進により、入力にかかる作業負担を軽減し、複数の情報伝達手段を効果的に活用できるようにすることを目的として、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入促進に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 一斉送信機能の類型別の導入効果
- (2) 一斉送信機能の導入に係る留意事項 等

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、主査を置く。
- (3) 本検討会は、主査が運営する。
- (4) 本検討会に副主査を置くことができ、主査が指名する者がこれに当たる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本検討会の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本検討会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6 開催期間

本検討会の開催期間は、平成 30 年 5 月から平成 31 年 3 月末頃までを目途とする。

7 庶務

本検討会の庶務は、消防庁防災情報室において行う。

(敬称略、主査を除き 50 音順、◎は主査)

- ◎ 中村 功 東洋大学 社会学部 教授
- 足立 譲治 京都府福知山市 市民総務部 危機管理室 次長補佐 兼 危機管理係長
- 川嶋 正樹 埼玉県 危機管理防災部 消防防災課 災害対策担当 主幹
- 後藤 武志 長野県飯田市 危機管理室 次長補佐 兼 防災係長
- 芝 勝徳 神戸市外国語大学 教授
- 菅原 崇永 宮城県仙台市 危機管理室 防災計画課 施設整備係 技師
- 高田 潤一 東京工業大学 環境・社会理工学院 教授

<オブザーバー>

- 前田 京太郎 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 課長補佐
- 光永 祐子 消防庁 国民保護・防災部 防災課 災害対策官